

令和 3年 3月 25日

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社 フォーエバー
代表取締役 穂積 知穂

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5年間)

2. 内容

- ① 目標 1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、産前産後・育休中の社会保険料免除、その他、妊娠中の女性職員の母性健康管理について等の諸制度の周知を行う。(継続)

(対策) 令和 3年 4月～

厚生労働省のパンフレットを活用し、閲覧しやすいようにファイリングをして各部署へ配布し制度の周知と理解を深める。

(制度等に変更があればその都度、変更内容について情報提供をする)

- ② 目標 2 育児、介護、配偶者の転勤等を理由とする退職者について、欠員が出た場合の再雇用制度を導入する。(継続)

(対策) 令和 3年 4月～

再雇用制度の規定の整備をする。

(退職時の資格条件)

- ・退職理由が妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤

(再雇用申請時の資格条件)

- ・退職後の離職期間が10年以内
- ・心身ともに健康
- ・会社に通勤できる地域に居住

③ 目標 3 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率95%以上を今後も継続

(対策) 令和 3年 4月～

育児休業制度の内容や男性職員も育児休業を取得できることを記載したパンフレットなどを活用し、閲覧しやすいようにファイリングして各部署へ配布し、周知する。

(制度等に変更があればその都度、変更内容について情報提供をする)